令和５年第２回野洲市教育委員会定例会　議事録

○日　時　令和５年２月１５日
　　開会時刻１３時４０分
　　閉会時刻１６時５０分
○場　所　中主防災コミセン　研修室

○出席委員
教育長　西村　健
委　員　南出　久仁子　　委　員　山﨑　玲子
委　員　本田　　亘　　委　員　瀬古　良勝

○説明員

教育部長	馬野　　明
教育部次長（学校教育担当）	井上　善之（兼学校教育課長）
教育部次長（幼稚園教育担当）	武内　佳代子
教育部次長（文化財担当）	行俊　　勉（兼文化財保護課長・歴史民俗博物館長）
こども課長	西村　一嘉
学校教育課参事	吉田　享史
ふれあい教育相談センター所長	橋本　すみ江
学校給食センター所長	北村　達夫
生涯学習スポーツ課長	井狩　吉孝
スポーツ施設管理室長	小山　　茂
スポーツ施設管理室主席参事	吉川　一仁（兼国スポ障スポ大会推進室主席参事）
野洲市文化ホール館長	中川　　靖
野洲図書館長	宇都宮　香子
歴史民俗博物館副館長	角　　建一
人権施策推進課長	山本　隆一
教育総務課長（事務局）	鎌田　征隆
教育総務課職員（事務局）	枝　　瑞紀

令和5年第2回野洲市教育委員会定例会

2023年2月15日

【西村教育長】　それでは遅くなりましたが、これより令和5年第2回野洲市教育委員会定例会を開会いたします。本日の出席委員は全員ですので会議は成立しています。

次に日程第1、会期の決定についてですが、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【西村教育長】　ご異議ないようですので、会期は本日1日限りとします。

次に日程第2、令和5年第1回野洲市教育委員会定例会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【西村教育長】　ご異議ないようですので、令和5年第1回野洲市教育委員会定例会議事録は承認されたものと認め、後ほど南出委員と本田委員にご署名をお願いします。

次に日程第3、令和5年第2回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員の指名についてですが、会議規則第19条第2項の規定により、南出委員と山﨑委員を指名いたします。

次に日程第4、教育長事務報告に移ります。先月18日から2月14日までの事務報告について、別紙をご覧ください。

まず、1月18日は午後から定例会でしたけども、午前中は教頭会を行っています。

それから、1月23日、いじめ問題に関わる報告書案ができましたのでその記者会見を行いました。そしてその次の日の24日の新聞には載っていたかと思います。

それから、24日の夕方から雪がすごく降ってきて電車が止まって、野洲駅でも500人ぐらいの方がホームにおられて、そのうちの200人ぐらいが文化小劇場で休んでいただいたということがあり、学校についても休校の協議を行いました。そして25日は9校とも休校するということで決まりまして、近隣の守山、近江八幡、湖南、甲賀、東近江でも休校となったようです。それから、26日は雪のため登校が難しいだろうと、通勤の時間帯と被ると危ないということもあり、全校2時間遅れで始業しました。

同じく26日に、雪とは関係ありませんが、野洲市の初任者研修がありました。8人の方に集まっていただいて、朝からいろんな研修を行いました。私も1時間近く、「初任者に望むこと」ということでお話をしました。みなさん熱心に受けられて、いろんな感想を書いていただきましたので、それは各学校に返しています。

それから、2月13日ですが、研究奨励事業研究論文審査というのがありました。これは本市の教育研究所が中心になって、5年目の教員の方に、5年仕事をしてきた中で何かテーマを決めて書いていただいた研究論文を審査しました。23人の中から優秀賞、最優秀賞などを決めました。今月23日に教職員の全員研修会を行いますが、その中で表彰します。

以上です。何かご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に日程第5（1）、議案に移ります。

議案第3号、令和5年度野洲市の教育方針（案）について、事務局より説明をお願いします。馬野部長お願いします。

【馬野教育部長】　教育部、馬野です。それでは私のほうから議案書1ページから8ペー

ジで、新しい事業等要点をまとめてご説明させていただきます。

令和5年度野洲市の教育方針（案）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条の規定に基づき、令和5年度野洲市の教育方針の作成について提出するものです。提案理由としましては、令和5年度野洲市の教育方針を定めるためとするものです。

2ページをご覧ください。まずはじめに、本市では「人権のまち・野洲」を合言葉に人権教育を土台に掲げて学校・園の教育を進めてきました。しかし、ここ2年間で二度にわたる小学校教員によるいじめ事案が起こりました。絶対にあってはならない事態です。そこで、今年度は人権教育を進める側の教職員が、全ての子どもたちの学ぶ権利を保障する人権教育を再構築することが求められています。また、本市は人権教育の上に子どもたちの個々のニーズに合わせた特別支援教育にも力を入れてきました。多様な背景や重い課題を背負わされている子どもへの関わり、あるいは様々な考えを持つ保護者との連携や寄り添いをすべく、様々な支援策や相談体制を作ってきました。しかし、この度の不祥事はその組織的な弱さの露呈であると考えています。このことから、個々の教職員だけでなく、学校・園、市教育委員会も含めた組織としての教育改革、再構築が必要であると考えています。

次に、若手教員の成長ということで、課題の重い子との関わりの中で、自身も成長していった若手教員27歳の文章でございます。3ページの最後の行、「子ども一人一人に寄り添ってじっくり話を聞くことをこれからも大切にしていき、個性を認め合える学級づくりに活かしていきたい」ということです。

次に、野洲市の教育の3つの視点ということで、令和5年度、野洲市では次の3つの視点で教育を進めていきます。1点目は、学校教育を中心として、子どもの生き抜く力を育てます。今日、子どもたちを取り巻く社会は目まぐるしく変化し、価値観の多様化が一層進んでいます。そんな中でたくましく、しなやかに人生を切り開いていくためには、学力はもとより高い自尊感情や豊かな情操、それを支える健康な体が求められます。本市ではこうした資質や能力を学校・園が協力して育んでいきます。

2点目は、学校と家庭、地域が一体となって子どもの育ちを支援します。学校の子は地域の子です。子どもたちは学校や園だけでなく、家庭や地域の皆さんに支えられて成長していきます。そこで、各学校のコミュニティ・スクール化を進め、学校を核として家庭や地域が相互にパートナーとして子どもの成長を支えていきます。

3点目は、「生涯学習のまちづくり」を進めます。誰でもどこでも学び合い、生涯にわたって成長し、心豊かになれる社会をめざします。また、その成果を人とのつながりや地域の活性化にも生かして、教育の面から野洲市の目指す「住んで良かった」「住んでみたい」「住み続けたい」まちづくりに繋げていきます。

4ページをご覧ください。令和4年度を振り返ってということで、ここでは基本理念の「愛と輝きのある教育のまち・野洲」のもと、一人一人が大切にされ、大人も子どもも学び合うひとづくり・まちづくりを目指してきました。(1) 学校・園の①、人権教育・特別支援教育の再構築ということで、二度にわたるいじめ事案を受けて、本来人権教育を進める側の教職員が、全ての子どもたちの学ぶ権利を保障する人権教育を再構築することが今こそ求められています。そして、子どもや保護者の多様なニーズに対応するための教職員の教育・相談スキルの向上や多様な課題を持つ子どもたちが安心して学べる学級経営力の向上、集団づくりといった課題が見えてきています。

②は不登校の課題、③は学力の二極化、④は教職員の資質向上ということで、先ほどのいじめ問題について検討していただいた、いじめ問題専門委員の先生によると、「本市の先生は楽しく授業を行っている。」と言われます。「ただ、その楽しさの中に時として『いじり』が入っていないか」とも指摘されています。授業での教員の児童生徒へのいじりがいじめに発展していないか、今一度その授業を見直す必要があると考えています。

⑤は学校 ICT、⑥は施設面の更新となっています。

大きなくくりの（2）は地域や家庭ということで、①家庭教育の推進とその支援、②は地域の教育力と人材育成を書いております。

次に（3）の生涯学習・生涯スポーツということで、①生涯学習、②は子どもの読書活動推進、③は生涯スポーツ、④文化歴史を振り返っております。

次に 2、令和 5 年度の具体的な施策ということで、先ほどの 3 つの視点に分けて記載しております。

（1）「子どもの生き抜く力を育てます」ということで、②では、児童生徒へのいじめや不登校、問題行動、また、教職員の不祥事や体罰問題などを未然に防ぐため、教職員研修の充実を図り、学校・園の初期対応や組織対応の強化に努めます。その一環として、学校支援員とスクールロイヤーを配置します。

次に 7 ページをご覧ください。④では、教室が密室化しないためにも、小学校高学年での専科授業、交換授業を促進します。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動によって、学校に地域の人材が入っていけるようにしていきます。

⑥、全国学力・学習状況調査では、本市の児童生徒の読書に関わる状況について、「読む子」と「読まない子」の二極化の進行が明らかになっています。そこで、学校の実態に応じた様々な読書活動を推進していきます。

⑧、ICT 機器の活用については、授業での目的に応じた使い分けができるように検討を進めていきます。そのための各校の情報共有や教員の研修体制を強化していきます。

⑨、学校施設の長寿命化を図るべく、中主小学校については、新館棟の大規模改修工事に着手していきます。また、北野小学校の大規模改修等の設計業務に継続して取り組みます。さらに、体育館照明の LED 化や特別支援教室の空調整備設計などを進めていきます。

⑩、学校給食センターの施設改修工事に着手し、安全安心な学校給食を安定的かつ継続的に提供できるよう進めていきます。

次に（2）では、「子どもの育ちを支援します」ということで、8 ページの⑤、未来を担う子どもたちの豊かな成長を「地域総がかり」で支えるコミュニティ・スクールを小中学校で導入していきます。子どもたちに必要な学習や活動などについて、保護者と地域、学校が一緒になって知恵を出し合い、学校運営の方針を決めながら「地域とともにある学校」づくりを進めていきます。

⑥、家庭教育に悩みや不安を抱える家庭への訪問、相談など子育て家庭への支援を行います。そのため、地域や学校のことをよく知っている家庭教育支援員を新たに配置します。児童生徒の登校支援などを行い、家庭の環境や学校の状況に応じた活動を実施していきます。

次に（3）では、「誰でもどこでも学び合えるまちをつくります」ということで、②、図書館では市民の必要とする資料と情報を提供するための機関として、新鮮で魅力ある資料を収集し市民のニーズに応えます。図書館利用の機会を広げる取り組みの一つとして、予約資

料を受け取ることができる機器と返却ポストを野洲駅に設置します。

③では、国史跡「永原御殿跡」は、地域と協働して引き続き整備、活用をしていきます。

④、博物館では、老朽化した空調設備の更新業務を進めていきます。

以上が説明でございます。また、本方針は2月28日の議会開会日に教育長より表明します。教育委員の皆様には短い期間での内容確認と意見をいただき、ありがとうございました。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました議案第3号について、ご質問等はございませんか。瀬古委員どうぞ。

【瀬古委員】　確認の意味で3点質問したいと思います。今説明があった中で、「はじめに」の部分の最後の3行、「この度の不祥事は、その組織的な弱さの露呈であると考えています。このことから、個々の教職員だけでなく、学校・園、教育委員会も含めた組織としての教育改革・再構築が必要である」と書かれていますが、この認識を踏まえた上で、この方針のどこに具体的な対策が記述されているのか教えていただきたいと思います。

2点目は、令和5年度の具体的な施策の部分を読んでいても、新たな施策や事業を想起させるような記述がほとんどないように思えます。どういう新たな施策や事業をするのか教えてほしいと思います。

3点目は、4ページの③、学力の二極化ということで、本市の課題などを振り返っておられます。自分の考えをまとめ表現する力の向上、読書週間の改善、家庭での過ごし方の改善などが書かれていますが、これらの課題に対する具体的な施策、事業はどこに書かれているのか。この3点についてお願いします。

【西村教育長】　馬野部長。

【馬野教育部長】　まず1点目の組織的な対応として、具体的な施策としましては、6ページの②、児童生徒のいじめや不登校、問題行動、また、教職員の不祥事や体罰問題などを未然に防ぐため、学校支援員を配置させていただくということで、これについては総合教育会議でも少し述べさせていただきましたが、学校教育課に学校支援員を配置してサテライト的に問題や相談があった際に現場に出ていく方を配置することと、もう一点はスクールロイヤーです。学校現場ではいろんな困りごとがあると思います。今は学校教育課にたくさん相談をされて、中には法的な判断が必要なものもあり、学校教育課から野洲市の顧問弁護士へ相談をするということで時間がかかったり、学校教育課の時間も割くということになります。配置することで学校支援など、本来の業務ができるのではないかということで、支援員やスクールロイヤーを配置していきます。

それと、新たな事業について、支援員やスクールロイヤーも新たなものになります。7ページの④、これは進んでいる部分もありますが、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動によって、学校に地域の人材が入っていけるように進めていくということです。

それと⑩の学校給食センターの施設改修工事についても、令和5年度から3年間で約18億円以上をかけて工事をしていくということです。そして3年目の工事の際に一部の業務を民間に委託して、より良い給食を提供できるよう進めさせていただこうと思っております。

それと、8ページの（3）の②では、図書館利用の機会を広げる取り組みとして、予約資料を受け取ることができる機器と返却ポストを設置すること。あと、博物館では、老朽化した空調設備の更新業務を進めていくということが新しい事業となります。

【西村教育長】　続いて、井上次長。
【井上教育部次長】　今年度を振り返った中で学力の二極化に対しての施策についてお答えさせていただきます。
4ページにも書いていますように、ここ数年、学力・学習状況調査での野洲市の子どもたちの課題は、複数の資料を読み解いて自分の考えをまとめ、根拠を示してそれを表現する力が、今年度というよりもここ数年の課題と考えています。これは読書習慣で解決していけないかと考えています。具体策としましては、7ページの⑥、「読む子」と「読まない子」の二極化の進行が明らかになってきていると。そこで学校の実態に応じた読書活動を推進していくということ。
それから、特に新しい事業ということではないですが、全国学力学習調査は6年生、あるいは中学校3年生でやる調査です。前の年の5年生や中学2年生で対策を打てばこの課題が解消するのかというとそうではなく、小学校の低学年から取り組んでいかなければならないということで、学校でどういう授業をしていけばいいのか、いろんな教科の中でどうすれば自分の考えをまとめて表現できるのかは現在取り組んでいるところです。
【西村教育長】　瀬古委員どうですか。
【瀬古委員】　まず1点目の部長の答弁の中で、新たに学校支援員とスクールロイヤーを配置するということですが、今の説明では学校支援員の役割、どういった活動をするのか分かりにくかったのでもう一度説明をお願いしたのと、スクールロイヤーの立ち位置というのはどうなるのですか。教育委員会が予算を計上して雇うわけですね。今までは学校教育課から市の顧問弁護士に相談するということでしたが、例えば今回のいじめ問題の件で言うと、保護者からは事業に対する思いなどで学校や教育委員会へ不信感が生じ、結果マスコミがああいう形で報道したと。いまだに教育委員会の対応には満足していないという状況だとすると、このスクールロイヤーはどういう立ち位置で活動するのか。何のためにスクールロイヤーが必要とされているのかの説明をお願いします。
次長から説明があった、読書週間を設けることが、自分の考えをまとめて根拠を示しそれを表現するということに結びつくのか。新しい事業ではないということですが、そこがもう少し具体的に課題の解決につながるというのが見えない。家庭での過ごし方にも課題があるということですね。そうすると、家庭での過ごし方に対する教育委員会での対応や方針について答えがなかったのでお願いします。
【井上教育部次長】　スクールロイヤーの件ですが、システムとして今まで市の顧問弁護士に相談しようと思うと市長に決裁をあげてから相談できるということで、非常にスピード感に欠けるところがありましたので、スクールロイヤーに関しては今のところ、直接学校の校長や教頭から電話をして相談ができるというシステムにしています。立ち位置ですが、学校がいじめに関わらず学校内で起こったいろんなトラブルに間違った対応をしていないかなどをスクールロイヤーに相談できるという立ち位置かと考えています。
具体性に欠けるということについては、おっしゃる通りかと思いますので、もう一度検討していきたいと思います。
【西村教育長】　馬野部長。
【馬野教育部長】　家庭支援ということで、ご質問内で一点抜けておりました。新しい事業ということで、8ページの⑥、家庭教育に悩みや不安を抱える家庭への訪問・相談などをす

る、地域や学校をよく知っている家庭教育支援員を新たに配置し、当初設定しているのは、登校支援をしていただく、そういった家庭の支援や学校の用途に応じた活動を実施していただく方を設置するということが、一点説明の中で抜けておりました。

【井上教育部次長】　あと、家での過ごし方に対して課題があれば、教育委員会として何か打ち出させるところがないのかというご質問でしたが、具体的にどうしていくのかについては検討していきたいと思います。

それから、学校支援員は学校教育課の職員はそれぞれ自分の仕事があり、近年学校と保護者のトラブルがあり、それが決裂すると学校教育課へ相談に来られると。それに対して、学校教育の職員が自分の仕事もある中で当然多忙な時期もあります。そんな中で保護者の相談にのるということで、今回のように俯瞰的な見方ができずいろんな不備が生じてしまったということで、この学校支援員の方に学校教育課内に常駐していただき、保護者からの相談に対して我々と共に組織的に問題解決のお手伝いをしていただくということです。

【西村教育長】　瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】　学校支援員は学校教育課内に常駐するという理解でよろしいですか。スクールロイヤーは市が契約している顧問弁護士とは別の弁護士ということですね。そうすると、この弁護士に、今まで学校教育課は市長部局を通さないと顧問弁護士に相談ができなかったが、直接学校から相談できると。問題に対して中立的な立場ということであれば、例えば保護者からもアクセスができるのか、依頼した者の立場になって活動するのが弁護士ですから、イメージとして、スクールロイヤーの配置は自分たちの身を守るためと思えてしまいます。しかし、求められているのは中立的な立場で事案を解決へもっていくことだとすると、保護者の相談にものれるような形でないといけないのではないかと思いますが、その点をお聞きしたいと思います。

それと、学校支援員は学校教育課に常駐ということですが、スクールロイヤーはどうなのですか。まさか弁護士さんが常駐ということはないと思いますが、どうするのか教えてください。

【西村教育長】　井上次長。

【井上教育部次長】　スクールロイヤーが保護者の相談にのるということは想定していませんでした。スクールロイヤーとして予定している弁護士は元々いじめ問題でいろんな訴訟を担当しておられる方で、実際に保護者側の訴訟代理人もされている方です。中立的な立場にはなかなかできないかもしれませんが、この弁護士とお話している中で、実際にいじめ問題などが起こったときに、保護者がこういうことで困っていると、学校がこのことに関してこういうことができていないということを教えていただいていますし、今回のスクールロイヤーに予定している方はそういう視点でも学校に対して助言していただけるのではないかと考えています。ただ、中立的というふうに言えるかは分かりませんが、学校のことについては非常に詳しいですし、年に何回か大津市内の学校を回られて授業もされている方なので、学校のことや保護者のこともある程度わかっておられます。

【瀬古委員】　いじめ問題では第三者委員会を立ち上げていますが、このスクールロイヤーは、そのメンバーにも入られるということですか。

【井上教育部次長】　既にいじめ問題専門委員会の委員は市内の弁護士さんにお願いしているので、スクールロイヤーに入っていただくことは考えておりません。

【瀬古委員】　第三者委員会内の弁護士とは別の立場で相談できる方という理解をしておきます。
【西村教育長】　他にご質問等はございませんか。南出委員どうぞ。
【南出委員】　4ページに「子どもや保護者の多様なニーズに対応するため」と書かれていますが、今回の不祥事はあってはいけないことですし人権研修の強化も求められていますが、それを先生方に求めるのはどうなのかなと。必要なことは採用するべきだと思いますが、それ以上の、お客様みたいな扱いになってしまわないかなということが気になります。実際先生方の中では、現時点でも親身になってくださる先生はたくさんおられますので、これ以上を先生方に求めるのは負担になるのではないかと思います。ご意見お願いします。
【馬野教育部長】　保護者の多様なニーズの対応ですが、先ほど瀬古委員さんのご質問でもあましたが、スクールロイヤーに相談して学校の対応が法律的に合っているのかなどを直接学校から相談できるということです。
【南出委員】　例えば保護者からの申し出があったときに、教職員の方が直接スクールロイヤーに相談することは可能ですか。
【西村教育長】　井上次長。
【井上教育部次長】　今南出委員がおっしゃったとおり、多様なニーズに応えている状況で、これ以上はというご意見も最もだとは思います。今部長が言ったように、保護者から要求されたことに対して本当に返していいのかということはスクールロイヤーに相談しようと思っていますが、先ほども申しましたように、校長や教頭からスクールロイヤーに相談というのは想定していますが、一般教職員から弁護士へ相談するということは想定していません。
【西村教育長】　南出委員よろしいですか。では、他にご質問等はございませんか。ないようですので、これより採決に移ります。
　議案第3号、令和5年度野洲市の教育方針（案）について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】　挙手全員であります。よって、議案第3号は可決されました。
　次に議案第 4 号、野洲市歴史民俗博物館条例の一部を改正する条例について、事務局より説明をお願いします。角副館長お願いします。
【角歴史民俗博物館副館長】　歴史民俗博物館の角です。議案書9ページから10ページ、議案書関係資料は1ページから2ページです。
　議案第 4 号、野洲市歴史民俗博物館条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から野洲市歴史民俗博物館条例の一部を改正する条例について意見を求められましたので、次のように意見を提出するものです。提出理由ですが、博物館法が改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。
　今回の博物館法改正の主旨でございますが、近年博物館に求められている役割が多様化、高度化していることを踏まえ、法律の目的や博物館の事業・登録要件等の見直しがなされたものでございます。
　議案書9ページに戻っていただき、以上の条例改正について、教育委員会として「適正と認める」との意見を提出しようとするものです。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました議案第 4 号について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 4 号、野洲市歴史民俗博物館条例の一部を改正する条例について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】　挙手全員であります。よって、議案第 4 号は可決されました。

次に議案第 5 号、野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、事務局より説明をお願いします。行俊次長お願いします。

【行俊教育部次長】　議案第 5 号、議案書の 11 ページからをご覧ください。

野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育委員会所管の条例について意見を提出するものです。

提出理由としましては、本市文化財の総合的な保存活用を推進するため、野洲市文化財保存活用地域計画の策定準備を進めるにあたり、学識経験者、市内文化財関係者、学校教育関係者等による野洲市文化財保存活用地域計画策定委員会を新規に設置するため、所要の改正を行うものです。

12 ページをご覧ください。第 2 条の別表第 1 で委員会について触れておりますが、この地域計画については市の文化財保存及び活用に関する調査の指導、評価及び検討に関する事項等の調査審議等に委員会を開催させていただきます。委員については 10 人以内で、文化財に関する学識経験を有する者、市内の文化財の保存及び活用に携わる者、学校教育に関係する機関の職員、前 3 号に掲げる者のほか教育委員会が特に必要と認める者で構成しています。実際に文化財を活用していくうえで、学校や観光、あるいは市民活動団体の中からも入っていただこうと考えております。任期は 3 年です。施行期日については、令和 5 年 4 月 1 日からといたします。

次に議案関係資料の 12、13 ページに、この地域計画についての説明を載せておりますのでご覧ください。この文化財保存活用地域計画は文化財保護法の改正に伴い、全国的に各市町村で計画を策定するよう制度化されたものでございます。これは市町村の区域における文化財の保存や活用における総合的な計画を策定しているものです。国の補助金についても現行では従来の制度に沿っていますが、今後はこの地域計画の策定に基づいて国の補助金の算定や事業採択でも有利になると言われていますし、また、市の指定文化財についても国の交付金の対象となることが見込まれるためでございます。これまで文化財については方針などを定める計画が策定されていませんでしたが、今後この計画に基づいて防災や防犯、地域での保存や継承についても計画の中で検討していきたいと考えています。

策定については、委員会で 2 年間ご審議いただき、最終的には国の文化庁から認定を受けますので、この 1 年間を含めて 3 年間で考えています。また、この事案については、国庫補助金も受けながら進めていきます。また、この間に調査の成果報告会や市民説明会なども開催しながら、市民の皆様のご意見を反映させながら策定していきたいと思います。

以上の条例改正について、教育委員会として「適正と認める」との意見を提出するものです。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました議案第 5 号について、ご質問等はご

ざいませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 5 号、野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】　挙手全員であります。よって、議案第 5 号は可決されました。

次に議案第 6 号、野洲市立幼保連携型認定こども園条例を定める条例について、事務局より説明をお願いします。西村課長お願いします。

【西村こども課長】　こども課の西村です。資料は議案書 14 ページから 16 ページ、関係資料は 14 ページから 15 ページをご覧ください。まず、議案書 15 ページの第 4 条の部分、「文部省」となっていますが「文部科学省」に訂正をお願いします。申し訳ございません。

それでは、議案第 6 号、野洲市立幼保連携型認定こども園条例を定める条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から野洲市立幼保連携型認定こども園条例を定める条例について意見を求められたので、意見を提出するものです。提出理由としまして、野洲市内の公立こども園は 4 つありまして、それらについては 1 つの施設に幼稚園機能と保育所機能があり、野洲市が独自に総称してこども園としています。こども園の中にある幼稚園は学校教育法に基づき、保育所は児童福祉法に基づき運営をしてきましたが、こども園単一の法である就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に掲げられている幼保連携型認定こども園に移行するため、同法 12 条の規定に基づき条例を定めるものです。

次に 15 ページをご覧ください。まず、第 1 条で幼保連携型認定こども園の設置を定めています。第 2 条で認定こども園での 4 園の名称を記載しています。第 3 条で幼稚園部の通学区域、第 4 条で事業内容、第 5 条で利用者負担、第 6 条以降で延長保育、預かり保育、職員委任についてそれぞれ規定するものです。施行日については、令和 6 年 4 月 1 日としています。

次に関係資料の 14 ページ、1 の現状と 2 のこども園への移行については、先ほど説明した通りです。3、4 については、記載のとおり、現在の市内の公立こども園は幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、既に就学前の教育の総合的な推進に関する法律で定められている基準と同じ基準で運営を行っているということですので、運営方法については特に変更はございません。また、名称についても今までのとおりでいきたいと思いますので、特に変更はございません。基本的には直接の影響はないということです。

次に今後の予定ですが、2 月 10 日に野洲市子育て支援会議にも図っており了承を得ているところです。今後 2 月議会で条例が制定された後、令和 5 年夏頃までに関係規則等の改正を行い、令和 5 年 9 月にしおり等を配布しまして、10 月に申込を開始する予定です。また、県への設置認可も行い、令和 6 年 4 月 1 日から幼保連携型認定こども園として運営していきたいと思います。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました議案第 6 号について、ご質問等はございませんか。瀬古委員どうぞ。

【瀬古委員】　確認の意味で聞いておきます。認定こども園の名称ですが、従来通りということですが、例えばこういった条例の改正や予算もそうだと思いますし、県や国との文書のやり取りも全て認定こども園のはずですね。名称はそのままにすることで何の不都合も生

じないとおっしゃると思うのですが、逆に言うと認定こども園にすることに何の不都合があるのか、お聞きします。

【西村こども課長】 「認定こども園」というのは、基本的にカテゴリーという形ですので、あえて認定こども園という名称を書かなくてもいいのかなと思います。また、各園も名称の看板など、諸々の変更の必要があることや、他の市町村の状況について調査したところ、「認定こども園」と付けておられるところと付けていないところが大体半々ぐらいでしたので、変更しないことと判断しました。

【瀬古委員】 看板の改修費がもったいないからというように聞こえるのですが、保護者からしても「認定こども園」としたほうが信頼感があるのではないかと思います。私も他府県を見ていますと、認定こども園という言葉が目につくようになってきたと感じているのですが、要は看板を変えるのが面倒だということではないでしょうね。

【西村こども課長】 当然看板だけということはないですが、先ほど申しましたカテゴリーが変わるのでなければ、特に変える必要はないということで、そのままにさせていただいております。

【瀬古委員】 もうひとつ説得力のない回答だと思いますが、既に国県との協議も済ませておられるので反対ではないですが、私としてはそういう印象を受けたということは申し上げておきます。

【西村教育長】 他にご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 6 号、野洲市立幼保連携型認定こども園条例を定める条例について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 6 号は可決されました。

次に議案第 7 号、野洲市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、事務局より説明をお願いします。西村課長お願いします。

【西村こども課長】 資料については議案書 17 ページから、関係資料は 16 ページからですが、今回資料の差し替えがありましたのでそちらをご覧ください。

まず、議案書 17 ページ、議案第 7 号、野洲市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から野洲市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について意見を求められたので、次のとおり意見を提出するものです。

概要でございますが、差し替えの資料を見ていただいて、第 1 条から第 10 条までです。先ほどの認定こども園条例に関係する条例の一部改正でございます。主なところでは、「認定こども園」という文言を加えることと、それぞれ「幼稚園」と「保育園」という文言があったのですが、それらを削除しています。それから、当該園の職員にかかる所管が教育委員会から市長部局へ移動することになりますので、職員の定数の変更、あと、これらに関係する必要な文言の訂正を行っています。施行日は幼保連携型認定こども園条例に合わせて、令和 6 年 4 月 1 日としています。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました議案第 7 号について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 7 号、野洲市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】　挙手全員であります。よって、議案第 7 号は可決されました。

次に議案第 8 号、令和 5 年度野洲市一般会計予算のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、事務局より説明をお願いします。行俊次長お願いします。

【行俊教育部次長】　議案第 8 号、令和 5 年度野洲市一般会計予算のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、本議案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育委員会所管の予算案について意見を提出するものです。提出理由は、令和 5 年度野洲市一般会計予算の総額 265 億円のうち、教育費予算を 38 億 7,994 万 2,000 円とするためです。

議案書関係資料の 30 ページからをご覧ください。令和 5 年度に取り組む主な事業の概要について説明をさせていただきます。まず、学校教育の充実で、重点事業のいじめ等対策事業として、新たに 1,467 万 4,000 円を計上しています。いじめ、虐待、いじめ予防教育、法令に基づく対応など弁護士に相談できる体制を整備するものです。また、スクールソーシャルワーカーなどを配置し、子どもの置かれている学校・家庭・地域等の環境に対して関係機関と連携し虐待をはじめ、子どもの生活環境の調整に努めます。

次に継続事業、特別支援教育の充実・不登校対策事業として、6,706 万 6,000 円を計上しています。障がいのある児童及び生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援を行うため、適正なコーディネーター加配や支援員の配置、巡回相談員の派遣等を行うものです。不登校児童及び生徒への支援を図るため、心のオアシス相談員やスクーリング・ケアサポーターを学校へ派遣し、不登校の未然防止や支援の充実を図ります。また、児童生徒の登校支援などを行う、家庭教育支援員を新たに配置します。

続いて継続事業、小中学校施設整備事業として、5 億 2,580 万 4,000 円を計上するものです。中主小学校の新館棟大規模改修工事、並びに北野小学校の校舎増築及び大規模改修に向けた設計業務を進めるものです。また、特別教室の空調整備など野洲市の未来を担う子どもたちの快適な学習環境の確保のため整備に取り組みます。

次に 32 ページ、新規事業、学校給食センター改修事業として、6,966 万円を計上しています。学校給食センターは建設から 15 年以上が経っており、安心安全な給食を提供するため、施設を適正に運営する必要があり、老朽化が進んでいる大型調理機器や空調設備等の改修工事を実施するものです。

次に、生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進で、重点事業の国スポ障スポ大会推進事業として、1,610 万 7,000 円を計上しています。令和 7 年度に開催される第 79 回国民スポーツ大会、第 24 回障害者スポーツ大会に向けて取り組みを進めるものです。

次に 33 ページ、継続事業、総合体育館大規模改修工事事業として、1 億 4,418 万 1,000 円を計上しています。国スポ障スポ大会の競技会場となる市総合体育館の大規模改修工事を昨年度に引き続き実施するものです。

次に、歴史文化遺産の保全・活用で、継続事業、永原御殿跡保存整備事業として、1 億 1,502 万 9,000 円を計上しています。国史跡永原御殿跡の保存整備と公開活用を図るため、本丸内の公有化や発掘調査を進めるものです。また、整備基本計画に基づき、令和 5 年度から本丸

内の一部の実施設計と整備工事に着手するとともに、地元の江部自治会や祇王学区との協働により、発掘体験教室やフォーラムなどの公開活用事業を開催し、市民への情報共有を図るものです。

34 ページから 64 ページについては、ただ今説明いたしました事業も含め、教育委員会所管の事業の詳細となっておりますので、ご覧ください。

議案書の 27 ページに戻っていただきまして、第 2 表で教育費予算に係る債務負担行為として、中主小学校新館棟大規模改修事業で令和 5 年度から 6 年度までで 6 億 9,100 万円、中主小学校仮設校舎設置事業で令和 5 年度から 6 年度までで 4,500 万円、野洲市文化財保存活用地域計画策定業務委託で令和 5 年度から 7 年度までで 800 万円、学校給食センター改修事業で令和 5 年度から 7 年度までで 17 億 5,400 万円、学校給食センター調理等業務委託で令和 5 年度から 11 年度までで 9 億 9,300 万円が設定されています。

続いて 28 ページの第 3 表、教育費に係る地方債として、小学校施設整備事業に 3 億 9,690 万円、中学校施設整備事業に 1,810 万円、図書館施設整備事業に 110 万円、史跡整備事業に 3,060 万円、体育施設整備事業に 1,690 万円、学校給食施設整備事業に 5,220 万円、公共施設等適正管理推進事業に 4 億 8,210 万円のうち、図書館空調設備事業と総合体育館大規模改修事業、歴史民俗博物館施設空調整備更新事業で一部、1 億 4,680 万円が財源充当されています。

以上の令和 5 年度野洲市一般会計予算のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、教育委員会として適正と認めるという意見を提出するものです。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました議案第 8 号について、ご質問等はございませんか。

【瀬古委員】　いくつか質問をさせていただきます。まず、議案書 23 ページの 17 番に寄附金が 16 億円ありますが、もしこの中にふるさと納税が含まれているのであれば、そのうち教育関係費にどのくらい使われるのか教えていただけますか。

【西村教育長】　行俊次長お願いします。

【行俊教育部次長】　ただ今のご質問ですが、答えを用意していませんので、後ほどお答えさせていただきます。

【瀬古委員】　分かりました。それでは次に支出ですが、議案関係資料 34 ページからです。まず、この 4 月から事務移管が実施されていますが、文化やスポーツの予算は教育委員会から要求されています。議会で予算が承認されれば 4 月 1 日に予算の組替。6 月の補正があれば、市長部局に移管した事業は市長部局で補正されるという理解でいいのかお聞きします。

【西村教育長】　行俊教育部次長。

【行俊教育部次長】　新年度予算の編成については、事務移管により一部市長部局へ移管されますが、予算要求については現在の所管部で行っていることから今回は教育費として提出させていただいております。それぞれ一旦教育費として計上し執行することになりますが、、令和 6 年度の予算編成では調整をしていく形で市長部局と調整をしていくということです。

【瀬古委員】　そうすると、令和 6 年度予算要求から所管が教育委員会から離れて、市長部局から予算要求をすると。そうすると、6 月議会や 9 月議会で補正が生じた場合、補正資料

は教育委員会として出てくるということですか。
【西村教育長】　馬野部長お願いします。
【馬野教育部長】　令和 5 年度の執行から、市長部局へ移る分についてはそこで執行していただいて、その後施行・管理をしていただきます。令和 5 年度の教育委員会に諮る分については無いということで、市長部局へ移った中で予算案や補正をしていただくということです。ただ、この予算資料については訂正ができませんので、そのまま教育費として計上されていますが、教育委員会に諮るということはありません。
【瀬古委員】　私がお聞きしているのは、4 月 1 日以降文化やスポーツは市長部局で執行するわけですが、6 月の補正資料はどういう区分で出てくるのかを聞いています。今の部長の回答だと、まだ文化やスポーツは教育費の中に整理されて資料が出てくるということですか。
【馬野教育部長】　仮に新年度の補正があった場合は市長部局内で手続きをしていただき、名目上は教育費のままですが、移管した分については教育委員会に諮ることはないということです。
【瀬古委員】　そうすると、市長部局で執行はされるが、予算としては、4 月 1 日に成立した予算のまま令和 5 年度末までいくということですね。
【馬野教育部長】　今の財政部局と調整をしている中では、令和 5 年は教育費のままでそこは訂正しないということで、予算上はそういうことになっていますが、実際に管理については市長部局でしていただくことになるということです。
【瀬古委員】　分かりました。そう理解しておきます。
　それでは、個別の中身の事業についていくつかお聞きしたいと思います。まず、43 ページの幼稚園の新規事業で保育園業務効率化推進事業というのがあります。その中で中主幼稚園は追加となっていて、その他 3 つの幼稚園は新規となっています。保護者の利便性の向上、事務負担の軽減、安全対策の向上を図るためにこのシステムを導入すると。令和 4 年度に先行導入した 1 園というのが中主幼稚園だと思いますが、先行導入した中での評価はどうだったのか。当然その評価を踏まえて令和 5 年度予算で拡充するということだと思うので、中主幼稚園での評価をお願いします。
　それから、45 ページの右、新規で家庭教育支援があります。家庭教育支援員の配置とありますが、どういう活動をするのか具体的に教えてほしいと思います。
　それから、48 ページの左、図書館管理運営費内の新規で、空調設備更新設計業務委託として 1,236 万 4,000 円が計上されています。設備更新の設計業務費としては大きな額だと思いますが、具体的にどういう設備更新をする予定なのか教えていただきたいと思います。
　それから、59 ページの左、継続で学校体育施設開放事業とありますが、開放校ごとに管理指導員を配置するとなっています。これは移管先の所管課が配置するのか学校が配置するのか、教えていただきたいと思います。
【西村教育長】　では、この 4 点について。まず西村課長。
【西村こども課長】　43 ページのＩＣＴ化推進ということで、現在中主幼稚園で進めていますが、現状を申しますと、基本的にどういったことができるのかというと、まず登園管理として、ＱＲコードを読み取ってもらい登園等をしていただくと。今までは紙で先生がチェックを入れるような形でしたが、読み取ることで一覧で確認ができると。できることとして

は、各保育士が園児の様子を確認して簡単にデータを入力することができます。それと、アプリをインストールしていただくことで情報の共有ができること。保護者の方から休みの連絡などもメールでできるシステムとなっています。

登園管理については、1 月 10 日からＱＲコードでの登園管理システムを稼働しております。あと、指導要録については試行ですが、12 月から入力をしていただいて作成をしていただいています。できていないのが、保育室まで無線 LAN の工事をしていますが、その機械がこの世界情勢の影響により遅れておりまだ入っていない状況がありますので、それがないと保護者とのアプリでの連携ができませんので、それについてはまだ完了していない状況です。

そんな中ですが、効果検証等を行いまして、登園管理システムについては保護者からも簡単にできるということで好評でもありますし、職員からも、先ほど言いました登園名簿が一覧ですぐ分かるということで、すごく便利で安全にも有効だという結果でした。そのことから、保護者の利便性の向上と業務負担の軽減と安全対策の向上というのが、当該システムで図れるものと判断しました。

また、今後保護者向けのアプリが入りましたら、より保護者との連携も図れ、より利便性の向上が期待できることから、他 3 園への横展開を行うこととしました。今回、3 園を新規で挙げさせていただいたものです。

【西村教育長】　続いて、2 点目の家庭教育支援員について。井狩課長お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】　生涯学習スポーツ課、井狩です。45 ページの右側の新規で挙げています家庭教育支援についてですが、先の定例会でも報告させていただきました、家庭教育支援員設置要綱に基づき、今後各学校に 1 から 2 名の家庭教育支援員を配置していきたいと考えていますが、現状の予算要求額は 5 名のです。現在、学校で家庭教育の支援をして、生き渋りの児童に対応した、いわゆる家庭から学校まで支援があれば登校できるという子どもさんに対応するなど、こういった方をしっかりと要綱を定めた上で、賃金を支払って任用していきたいという思いがございます。

特に今行っている訪問型家庭教育支援としての支援員とは別で家庭から学校までの、行きにくい子どもたちに一緒にいこうというような役割であると考えています。

【西村教育長】　続いて、図書館。宇都宮館長お願いします。

【宇都宮図書館長】　48 ページのところで、空調設備設計業務ですが、本館の開架室部分の更新設備設計業務で、基本設計と実施設計を予定しています。今は氷蓄熱、氷を中につくり、それにより空調を動かすという仕組みなのですが、どういう方式のものが良いのか、どのような機械が良いのか、既存の配管が使えるのかどうかなども含めて全部やり替えるにはどうしたらいいかという設計をしています。

【西村教育長】　続いて、4 点目。井狩課長お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】　59 ページの左側、学校体育施設開放事業ですが、これについては事務移管に伴い市長部局へ移管ということになりますが、現在管理指導員を配置していますのがスポーツの観点での配置となっています。学校付近にお住まいの方に管理指導員になっていただき、体育館やグランドの鍵などを管理していただいております。生涯学習スポーツ課はスポーツも所管ですので、市長部局に移管した場合は文化・スポーツのほうで引き続き対応していくということです。

【西村教育長】　以上４点ですが、どうですか。
【瀬古委員】　丁寧な説明ありがとうございます。幼稚園のＩＣＴ化は中主幼稚園で園児をバスに取り残す事故もあったことも踏まえて、新たな対応として全園に広げることは良いことだと思います。
　学校体育施設の解放に伴う管理指導員は、従来から学校近くの方に委託しているので、事務移管されても、それは変わらないという理解でよろしいですね。
　それから図書館の空調設備の更新ですが、現在不都合が生じ始めているのかだけ再度聞いておきます。
【宇都宮図書館長】　今現在、不都合は生じています。2 機の空調機で動かしていますが、そのうちの 1 機の部品が壊れまして、現在 1 機しか動かせない状況です。もし今動かしているほうの同じ部品が壊れると大変で、2 機とも別の部品が壊れていたのを直したばかりでまた 1 機部品が壊れたので、早く直したいという状況です。
【瀬古委員】　分かりました。
【西村教育長】　瀬古委員よろしいですか。では他にご質問等はございませんか。山﨑委員どうぞ。
【山﨑委員】　瀬古委員が尋ねられた家庭教育支援員について私もお尋ねしようと思っていましたが、先ほどの説明で分かりました。その説明では、登校の部分を主にということでしたが、学校からの依頼で動いてくださる形になるのか、地域の見守りの方との連携があるのかという点を教えてください。それと、登校後の教室などに入る流れなどもう少し分かれば教えていただきたいです。
【西村教育長】　井狩課長。
【井狩生涯学習スポーツ課長】　ご質問のこの支援員は学校長からの推薦に基づき委嘱を行います。まず学校長が把握している支援のいる子どもに対し、役を担っていただける方に委嘱を行いますので、まずは学校との連携ということがございます。
　それと、学校に入ってからの流れは、今後学校と調整を図りながら、支援員の方にどこまで担っていただけるかもあります。調整しながら、学校毎で対応は違ってくるかと思いますので、状況によって対応していきたいと思います。
【山﨑委員】　具体的に分かりました。ありがとうございます。
【西村教育長】　他にご質問等はございませんか。行俊次長。
【行俊教育部次長】　先ほど瀬古委員からご質問のありました寄附金についてですが、正確な金額をお答えすることはこの場では難しいですが、教育費の中でも予算説明資料の中で特定財源の説明部分、まちづくり基金繰入金のところで挙げているものの多くがふるさと納税などによる寄附金を今までの事業に充当させていただいております。教育費についてもいろんな部分でまちづくり基金繰入金を充当させていただいているということでご理解いただければと思います。
【瀬古委員】　寄附金の中にはふるさと納税が含まれており、それは教育関係にも使われるということですね。それでは、その一覧表を後日でいいので示していただければ分かりやすいと思います。こういう事業にまちづくりの特定財源を使っているということが明確になりますので、よろしくお願いします。
【行俊教育部次長】　整理をしてお示しさせていただきたいと思います。

【西村教育長】　他にご質問等はございませんか。南出委員どうぞ。
【南出委員】　45 ページのコミュニティ・スクールに関する費用ですが、地域学校協働活動推進員の資質向上を図る研修や連絡協議会をしていくと書かれていますが、コミュニティ・スクールの方々の活動費というのはどこからか発生するものではないのですか。
【西村教育長】　井狩課長。
【井狩生涯学習スポーツ課長】　コミュニティ・スクールについてですが、会議等の費用は予算計上させていただいております。推進員に委嘱をさせていただいている方については学校、家庭、地域連携支援の補助金が学校教育にありますのでそちらからの支出となります。
【西村教育長】　他にご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。
議案第 8 号、令和 5 年度野洲市一般会計予算のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、賛成の方の挙手をお願いします。
（賛成者挙手）
【西村教育長】　挙手全員であります。よって、議案第 8 号は可決されました。
ここで一旦休憩したいと思います。40 分までとしますのでよろしくお願いします。
（休　憩）
【西村教育長】それでは再開します。議案第 9 号、令和 4 年度野洲市一般会計補正予算（第 14 号）のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、事務局より説明をお願いします。行俊次長お願いします。
【行俊教育部次長】　議案第 9 号、令和 4 年度野洲市一般会計補正予算（第 14 号）のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、議案書 29 ページをご覧ください。
本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育委員会所管の予算案について意見を提出するものです。提出理由にありますように、今回の補正では、野洲市一般会計歳入歳出予算の総額に 4 億 6,473 万 8,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 278 億 9,762 万 2,000 円とするものです。そのうち教育費歳出予算の総額から 8,737 万 7,000 円を減額し、教育費歳出総額を 46 億 2,422 万 6,000 円とするものです。
議案書関係資料の64ページ、総合体育館大規模改修工事請負費等執行差額分として4,500万円を減額するものです。
次に 66 ページの歳入歳出補正予算の歳入の表、款 14 国庫支出金、事業名、子どものための教育・保育給付交付金（幼稚園費）では、各施設に支払う施設型給付金の支弁額が減少する見込みであるため、118 万 9,000 円を減額するものです。続いて、事業名、特別支援教育就学奨励費補助金では、就学奨励援助費のうち特別支援教育就学奨励費に係るものとして 140 万 8,000 円を減額するものです。
次に 67 ページ、款 15 県支出金、事業名、子どものための教育・保育給付費負担金（幼稚園費）では、先ほどの国庫補助金と同じく、各施設に支払う施設型給付金の支弁額が減少する見込みであるため、101 万 6,000 円を減額するものです。それから、事業名、国スポ障スポ大会市町競技施設整備費補助金では、令和 4 年度に交付額が確定したことから、2,755 万 4,000 円を減額するものです。それから、事業名、こどもの安心・安全対策支援事業費補助金では、令和 5 年 4 月から登園バスの置き去り防止装置が義務化されることに伴い、装

置2台を購入することにあたり、40万円を増額するものです。

続いて、68ページをお願いします。款21市債、事業名、文化振興施設整備事業債では、800万円を増額するものです。これは歴史民俗博物館で実施している博物館施設の防災設備等更新工事に市債を充当し、財源更正を行うものです。その次の款21市債、事業名、公共施設等適正管理推進事業債では、1,570万円を減額するものです。これは総合体育館大規模改修事業の減額に伴うものです。

次に議案書32ページに戻っていただいて、款10教育費の補正額、8,737万7,000円の内訳については、項1の教育総務費で980万2,000円の減額、項4幼稚園費で2,212万1,000円の減額、項5社会教育費で202万円の増額、項6保健体育費で4,363万3,000円の減額、項7学校給食費で1,384万1,000円の減額補正です。詳細については、議案関係資料の75ページにございます。款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、事業名2会計年度任用職員雇用費では、会計年度任用職員報酬1,055万2,000円を減額するものです。これは新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、休校や学級閉鎖により通勤手当が不要になったこと、及び募集していても応募がない職種があり、年度当初から配置ができなかったためです。

次に事業名3就学援助事業費では、準要保護児童生徒就学援助費306万7,000円を増額するものです。これは給付決定者が当初見込みを上回ったこと、新入学学用品入学前支給単価が増額となったため、必要額を増額するものです。また、特別支援教育就学奨励費については、281万7,000円を減額するものです。これは令和4年10月以降、給食費が無償化されたこと、新型コロナウイルス感染症の影響により校外学習が中止になったことによる減額です。特定財源として特別支援教育就学奨励費補助金140万8,000円を減額するものです。

続いて、項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、事業名2会計年度任用職員雇用費では、パートタイムの職員報酬690万円、及びフルタイムの職員報酬1,200万円を減額するものです。会計年度任用職員については、募集しても応募がないなどの理由から予算通りの配置ができなかったため減額するものです。

次に事業名4預かり保育事業費では地方創生臨時交付金の該当事業精査により、10万7,000円を減額するものです。

次に目2私立幼稚園費、事業名1私立幼稚園運営費では、私立幼稚園や私立認定こども園に通園する児童数が当初見込みより少なかったことから、各施設に支払う施設型給付金の支弁額322万1,000円を減額するものです。

続いて76ページをお願いします。項5社会教育費、目4図書館費、事業名4図書館管理運営費では、燃料費2万円、光熱水費200万円を増額するものです。燃料費では公用車のガソリン代単価の上昇によるものです。光熱水費では電気代の高騰によるものです。

次に、目5文化財保護費、事業名4市内史跡等調査事業費では、印刷製本費26万5,000円、通信運搬費10万円、手数料5,000円を減額し、重機等機材借上料28万円を増額するものです。これは個人住宅建設等に伴う市内遺跡の発掘調査に対応するため、事業費内組替を行うものです。

次に、事業名6史跡公園管理運営費では、光熱水費8万円を増額し、修繕料8万円を減額するものです。これは電気料金の高騰に対応するため、事業費内組替を行うものです。

次に、事業名 9 永原御殿跡保存整備事業費では、調査委託料 120 万円を減額し、土地購入費 120 万円を増額するものです。これは土地の購入先について、当初の予定を一部変更したため、事業費内組替を行うものです。

次に、目 7 博物館費、事業名 3 博物館管理運営事業費では、特定財源として、文化振興施設整備事業債 800 万円を増額するものです。これは歴史民俗博物館で実施している博物館施設の「防災設備等更新工事」に市債を充当し、財源更正を行うものです。

続いて、項 6 保健体育費、目 2 体育施設費、事業名 1 総合体育館管理運営費では、光熱水費 45 万 3 千円を増額するものです。これは電気料金の単価上昇によるものです。また、総合体育館大規模改修に伴う予算を精査し、監理委託料 500 万円と工事請負費 4 千万円を減額するものです。これより、特定財源の国スポ・障スポ大会市町競技施設整備費補助金 2,755 万 4 千円、公共施設等適正管理推進事業債 1,570 万円を減額するものです。

次に、事業名 3 海洋センター管理運営費では、光熱水費 91 万 4 千円を増額するものです。これは電気料金の単価上昇によるものです。

続いて、項 7 学校給食費、目 1 学校給食センター費、事業名 3 学校給食費では、特定財源として、地方創生臨時交付金 741 万 3 千円を減額するものです。これは、賄材料費の物価高騰分を交付金対象としていましたが、高騰による影響額の把握が困難なため、取り下げるものです。

次に、事業名 4 給食センター施設管理費では、光熱水費 178 万円を増額するものです。これは、電力供給価格（燃料費調整額）の高騰によるものです。また、委託料では、改修設計業務委託の執行残 1,562 万 1 千円を減額するものです。

あと、先程説明を飛ばしていたところがあります。75 ページに戻っていただいて、教育総務費、教育振興費、通学通園バス運行費では、備品購入費 50 万円を増額するものです。これは令和 5 年 4 月から通園バスへの置き去り防止装置の設置が義務化されることに伴い、装置 2 台を購入するため増額するものです。特定財源として、こども安心・安全対策支援事業費補助金 40 万円を充当するものです。

その下の項 2 小学校費、目 1 小学校管理費、事業名 2 小学校管理運営費では、特定財源として、地方創生臨時交付金 651 万 9 千円を充当するものです。これは小学校図書館の蔵書管理システムの導入費を交付金の対象としたものです

以上のことから、令和 4 年度野洲市一般会計補正予算(第 14 号)につきまして、教育委員会として「適正と認める」という意見を提出しようとするものです。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました議案第 9 号について、ご質問等はございませんか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 9 号、令和 4 年度野洲市一般会計補正予算（第 14 号）のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】　挙手全員であります。よって、議案第 9 号は可決されました。

次に議案第 10 号、工事請負契約の変更に関する意見（中主小学校旧館棟改築（建築主体）工事）について、事務局より説明をお願いします。鎌田課長お願いします。

【鎌田教育総務課長】　教育総務課、鎌田です。議案書 35 ページから、関係資料は 77 ページからをご覧ください。

議案第 10 号、工事請負契約の変更に関する意見について、令和 3 年度工第 41 号、中主小学校旧館棟改築（建築主体）工事について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、別紙のとおり市長から工事請負契約の変更につき議決を求めることについて意見を提出するものです。提出理由は、本工事に係る工事請負契約の変更を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、野洲市議会の議決を要するためです。

36 ページ、本会議に提出する議 31 号の写しになります。

37 ページをご覧ください。今回の契約の目的ですが、現在工事を進めていますが、契約金額について、変更前 7 億 1,064 万 9,500 円を、変更後 7 億 2,751 万 3,600 円。契約の相手方は株式会社桑原組大津本店でございます。

関係資料の 77 ページをご覧ください。今回の中主小学校旧館棟改築（建築主体）工事の変更契約の主な内容となっております。今回は土工事としまして、土壌汚染対策工事に係る費用の追加分、外構工事としまして、受水槽周りのフェンス工事を追加しようとするもの、また、その他工事としまして、工期の延長等による仮設経費の追加、合わせて 1,868 万 4,100 円の増額を行おうとするものです。

78 ページの配置図をご覧ください。運動場の横に改築棟を進めています。その関係で土壌汚染対策工事については、4 月から問題が発生し、6 月から 9 月まで対策工事を行ってきました。また、外構工事については、体育館の横に受水槽が新たに設置されており、その周りのフェンス工事を新館棟の改修工事で行おうと思っていましたが、現場が進みましたので安全対策上も今回で行っていきたいと考えています。

その他工事については、工期延長についての現場事務所や諸々の追加分という形で今回の変更の中身となっています。

以上のことから、教育委員会として適正と認めるという意見をつけて市長部局へ返していきたいと思います。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました議案第 10 号について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 10 号、工事請負契約の変更に関する意見（中主小学校旧館棟改築（建築主体）工事）について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】　挙手全員であります。よって、議案第 10 号は可決されました。

次に議案第 11 号、工事請負契約の変更に関する意見（総合体育館大規模改修工事（機械設備工事）について、事務局より説明をお願いします。吉川主席参事お願いします。

【吉川スポーツ施設管理室主席参事】　議案第 11 号、工事請負契約の変更に関する意見について、工第 53 号、総合体育館大規模改修工事（機械設備工事）の変更につきまして、工事に係る請負契約の変更の契約締結をするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、野洲市議会の議決を要することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から工事請負契約の変更について意見を求められたので、教育委員会として適正と認めるという意見を提出しようとするものです。

詳細につきましては、関係資料 79 ページをお願いします。3 番の機械設備工事ということで内容をまとめています。現契約金額としては 2 億 2,467 万 5,000 円、変更後 2 億 5,165 万 9,100 円ということで、2,698 万 4,100 円の増額をしたいと考えております。

主な変更内容については、大きく 3 点ございます。まず、機械室内改修工事について増額するものです。①館内の大アリーナ、小アリーナ、柔剣道場の空調設備の自動制御機器を当初の設計では見込んでおりませんでしたので、それを追加するものです。②は機械室内のダクトの更新です。更新に伴い、既存のダクトを撤去するにあたりアスベストレベル 3 ということで、比較的飛散の可能性は低いですが、アスベストが確認されましたので、これの除去費用の追加となります。③は既設のチャンバーボックス、これも空調関係ですが、こちらの更新を予定していましたが、現行の設備で引き続き使うことができるということで、こちらは減額となり差し引き 1,599 万 700 円となります。

大きく 2 点目としまして、大アリーナ、小アリーナ、柔剣道場以外の諸室の改修工事について増額するものです。①は床下の排気ダクトを撤去した際にこちらもアスベストが確認されましたので、こちらの除去費用を追加しています。②・③は事務室の空調、換気設備の経年劣化により、この改修に合わせて設備の更新をしようということです。④は体育館の各トイレの大便器を和式から洋式へのバリアフリー化を考えていますが、これに伴い、トイレのウォシュレット用の上水配管、当初は雑排水の配管を考えていましたが、衛生面から上水でということがありましたので、上水配管での整備を予定しております。⑤としては、更衣室の空調設備は設計の中で当初設置を考えていましたが、事務室からの集中管理機能等を追加したいと考えております。

大きく 3 点目、外構工事の関係です。2 点ありますが、いずれも地下に埋設されている配管の破損が確認されましたので、該当する雨水配管と汚水、雑排水配管の改修工事について、260 万 7,000 円を増額するものです。

契約の相手方については、株式会社北中工業、契約工期については令和 4 年 3 月 28 日から令和 5 年 6 月 30 日までの工期で進捗しております。以上です。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました議案第 11 号について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 11 号、工事請負契約の変更に関する意見（総合体育館大規模改修工事（機械設備）工事）について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】　挙手全員であります。よって、議案第 11 号は可決されました。

次に議案第 12 号、野洲市美術展覧会規則等を廃止する規則について、事務局より説明をお願いします。鎌田課長お願いします。

【鎌田教育総務課長】　教育総務課の鎌田です。議案書 41 ページからをお願いします。議案第 12 号、野洲市美術展覧会規則等を廃止する規則について、次の通り提出いたします。提出理由は、文化・スポーツに関する事務を教育委員会から市長部局に移管することに伴い、廃止する規則について一括廃止を行うものです。

42 ページをお願いします。今回廃止する規則ですが、1 野洲市美術展覧会規則、2 野洲市スポーツ推進委員規則、3 野洲市スポーツ推進審議会条例施行規則、4 野洲市総合体育館管理運営規則、5 野洲市市民グラウンド管理運営規則、6 野洲市中主 B&G 海洋センター管理

運営規則、7 野洲市なかよし交流館管理運営規則、8 野洲市余熱利用施設管理運営規則、9 野洲市文化ホール管理運営規則で、この規則は令和 5 年 4 月 1 日施行です。

なお、今回は規則の廃止に係るものを一括で挙げさせていただいておりまして、個別に改正の必要な規則については次の 3 月定例会で提出しようと考えております。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました議案第 12 号について、ご質問等はございませんか。南出委員どうぞ。

【南出委員】　根本的な話ですが、運営規則を廃止して大丈夫なのでしょうか。

【鎌田教育総務課長】　教育委員会規則としては廃止しますが、市長部局に移ったあと、令和 5 年 4 月 1 日から市長部局での規則として新たに制定するということですので、市長部局のスポーツ部門で適正な管理がされるということです。

【西村教育長】　南出委員よろしいですか。では、他にご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 12 号、野洲市美術展覧会規則等を廃止する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】　挙手全員であります。よって、議案第 12 号は可決されました。

次に（2）協議事項に移ります。協議事項 1、令和 5 年度野洲市教育委員会定例会の開催予定日程について、事務局より説明をお願いします。鎌田課長お願いします。

【鎌田教育総務課長】　協議事項 1、令和 5 年度野洲市教育委員会定例会の開催予定日程について、ご説明いたします。

令和 5 年度 4 月以降の定例会の日程案です。月 1 回水曜日、午後 1 時半からで作成しました。市議会の日程を勘案して作成をしております。3 月末に市議会の日程が確定し、変更が生じた場合はその都度ご相談をさせていただければと思います。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました協議事項 1 について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

協議事項 2、野洲市小中学校プールの集約化検討案について、事務局より説明をお願いします。井上次長お願いします。

【井上教育部次長】　冊子の 2、3 ページが概要でございます。また別冊で素案としています。この件については何度かお話をさせていただいておりますが、現時点で一部不確定な部分がありますので、方向性についてご説明させていただきます。

今後予定としましては、3 月に案としてもう一度ご協議をいただく予定としています。検討の経緯としましては、プール施設の老朽化の進行、学校プール施設の改修の遅れ、維持管理費の増大など課題があります。その中で検討を進めてきたところです。現在野洲小学校のプールと野洲中学校のプールが既に使用できないということで、野洲市健康スポーツセンターの温水プール、B&G のプールを使ってプール授業を行っています。

2 番の「学校プールの現状」ですが、築 40 年以上の学校が 3 校、築 30 年以上 40 年未満の学校が 5 校となっています。各学校のプールは老朽化により、不具合箇所が増加している状況でございます。学校プールの更新費の見込としましては、ここに記載の金額を想定しています。

次に 4、「学校プールの基本方針」では、公共施設の利活用、及び施設整備費や維持管理

費の削減を図るため、野洲小学校及び野洲中学校での利用実績のある健康スポーツセンターのプールと B&G プールを活用すると考えております。

なお、健康スポーツセンタープールの利用可能な日が、運営上支障のない休館日（毎週火曜日）とします。また、B&G プールはプール内に加温設備を導入するなどの大規模改修を、B&G 財団の助成を受け、令和 9 年度に行う予定です。そして、民間施設への移動手段は民間バスの借り上げにより、送迎を行う予定です。

6 番「集約化の方向性」では、健康スポーツセンター、及び B&G の 2 施設のみでは、水泳授業の授業数が限られ、また授業編成が困難なため、民間プールを含む 3 施設を含む案として、これを集約化案 A としています。それと、集約化案 A に費用対効果が見込める北野小学校のプールを加えた案、これを集約化案 B とし検討しました。その結果、将来の施設整備費や維持経緯費が削減でき、全小中学校の教職員の負担軽減が図れる集約化案 A の活用を進めます。それから、集約化案による事業効果としては、ここに書かれているようなことを今のところ想定しております。

集約化の時期ですが、B&G プールの改修工事完了後の令和 10 年 4 月 1 日とします。ただし、令和 10 年 4 月 1 日時点で学校プールの使用において問題がない場合は、移送費の負担を考慮し、自校のプールを継続して使用することとします。また、集約予定時期までに、各学校プールが使用できなくなった場合は、集約先の施設を先行して使用することとしています。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました協議事項 2 について、ご質問等はございませんか。瀬古委員どうぞ。

【瀬古委員】　想定されている民間プールはどこか教えていただけますか。

【井上教育部次長】　ラックというところになります。現在、使用料の見積り依頼をしていますが、まだ届かないということですので、3 月の段階でお示しできればと思います。

【西村教育長】　瀬古委員よろしいですか。他にご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

協議事項 3、教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に係る協議について、事務局より説明をお願いします。井狩課長お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】　教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に係る協議について、説明をさせていただきます。

教育委員会の権限に属する事務を市長部局へ移管するにあたり、生涯学習スポーツ課とスポーツ施設管理室が行っている学校体育施設の開放に係る事務については、スポーツに関する事務の移管に伴い、市長部局で事務を行うこととなります。しかし、社会教育法第 45 条で、「社会教育のために学校施設の利用をしようとするものは、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない」と定められています。学校の管理機関とは、社会教育法第 45 条の 2 で、「公立学校にあっては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう」と定められております。そのため、市長部局において学校体育施設の開放に関する事務を行うためには、地方自治法第 180 条の 7 の規定で、「地方公共団体の委員会は、その権限に属する事務の一部を当該地方公共団体の長と協議して地方公共団体の長の補助機関である職員を指定して補助執行させることができる」と定められていることから、市長部局に移管するスポーツを所管する課の職員が事務を行うため、別紙の協議文書のとおり市長へ

提出するものでございます。なお、実施期日を令和 5 年 4 月 1 日として、提出するものです。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました協議事項 3 について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に日程第 6、報告事項に移ります。

報告事項①、野洲市美術展覧会出品規程等の廃止について、事務局より説明をお願いします。鎌田課長お願いします。

【鎌田教育総務課長】　報告事項 1 ページになります。野洲市美術展覧会出品規程等の廃止について、廃止する告示等を挙げております。まず 1 号、野洲市美術展覧会出品規程、2 号、野洲市高齢者及び障害者の社会体育使用料減免取扱要綱、3 号、野洲市体育スポーツ施設使用料減免取扱要綱、4 号、野洲市総合体育館管理運営規程、これらの告示につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。

先ほど、規則のほうでもありましたように、今回は規程・要綱の廃止に係るもので、一部改正等の必要な規程・要綱につきましては、3 月の定例会で報告をさせていただく予定です。また、市長部局へ移管となりますので、これらの規程や要綱は新たにまとめて制定される流れになっております。今回も、文化・スポーツに関する事務を教育委員会から市長部局へ移管することに伴っての事務です。以上です。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項①について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項②、野洲市学校給食センターの持続可能な運営について、事務局より説明をお願いします。北村所長お願いします。

【北村学校給食センター所長】　学校給食センター、北村です。野洲市学校給食センターの持続可能な運営について、考え方等をまとめましたので、ご報告させていただきます。

まず、学校給食センターの現状について、1 日約 6,000 食の給食を作って、17 の園と学校へ配達させていただいております。現状の施設設備が建築以降 15 年が経ちましたので、修繕が増えてきています。空調設備の容量不足により、大変労働環境が厳しいという状況です。また現在は野洲市直営方式で運営をしていますが、採用難で同じ職員が働いているということで、だんだん高齢化が進んできています。その中であり方を検討し、一部を民間に委託するということが位置づけられました。その課題として、施設修繕と今後の運営、利活用の 2 点が、持続可能な運営について重要になってきます。

改修について、主な内容は、耐用年数を超えた大型の調理機器と空調設備の更新を行うということです。改修期間は令和 5 年度から令和 7 年度にかけて、なおかつ給食を作り続けなければなりませんので、給食の提供への影響を少なくするために令和 6 年と令和 7 年の夏休みの 7 月と 8 月を集中工事期間としております。

続いて、委託についてですが、委託する範囲については、調理、運搬、食器などの洗浄、清掃の業務を委託します。安全安心の確保ということで、献立作成や食材の購入などは今まで通り市のほうで実施させていただきます。受託事業者につきましては、十分な実績があること、経営状況が安定していること、職員に対する理解があること、最新の知識と技術による衛生管理ができることとしています。選定の方法ですが、プロポーザルという形で、慎重に決定していきたいと考えています。契約期間は 5 年間で、業務効率向上のため、安定した履行期間とするため 5 年間としています。

次にスケジュールですが、設計がほぼほぼ出来上がってきていますので、次の議会で上程をする予定です。令和5年度から準備を始め、令和6年、令和7年の7月と8月に集中して工事を行います。業務委託ですが、こちらも次の議会での報告を調整しておりまして、令和5年からプロポーザルを実施し業者を選定して、5年度中に契約ということで考えております。令和 5 年度にするということにつきましては運搬業務を委託する関係で車両の確保にどうしても 1 年以上かかるという事ですので、当初よりも前倒しにして、令和 5 年度中に業者を決めるという流れになります。業者を決めましても令和 5 年度と 6 年度は支出はなく、令和7年度からの5年間の委託でお願いするところでございます。

最後に概算費用ですが、改修費用、基本設計・実施設計に 2,100 万ほど使ってまして、洗浄室やコンテナ室の工事のために約 18 億、そして委託業務に約 10 億という費用がかかるということでございます。4 ページを見ていただきますと、給食センターの一階部分の平面図でございます。赤く区切られた部分が令和6年度の夏休み、7月8月に工事しようとする部分で、黄色い部分が令和 7 年度にしようとしている部分です。中にある機械等を一旦全部撤去し足場を組んで、天井をやり替え、空調設備をして足場をはずしてもう一回機械をいれるということを夏休み期間中に集中してやろうということでございます。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項②について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項③、令和4年12月度定期監査の結果について、事務局より説明をお願いします。行俊次長お願いします。

【行俊教育部次長】　報告事項③、5 ページをお願いします。令和 4 年 12 月 23 日金曜日に中主幼稚園、中主小学校、中主中学校に係る定期監査を行いました。監査の結果、次の 7 ページのとおり、全般を通じて、処理状況は適正と認められましたので報告いたします。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項③について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項④、職員の任免等について、事務局より説明をお願いします。行俊次長お願いします。

【行俊教育部次長】　報告事項④、報告事項の 11 ページをお願いします。職員の任免等につきまして報告いたします。まず、会計年度任用職員の新規採用者につきまして、パートタイム職員 1 名の採用を報告するものです。採用の所属及び期日等につきましては記載の通りです。また退職者はございません。

次に職員の許可承認等ですが正規職員の部分休業承認 1 名と会計年度任用職員の育児休業承認 1 名の計 2 名の承認を報告するものです。許可期間等詳細につきましてはそれぞれ記載の通りですので、ご確認をお願いいたします。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項④について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

本日追加での報告が3件あります。1件目、報告事項⑤、令和4年度卒業式・入学式の予定について、事務局より説明をお願いします。井上次長お願いします。

【井上教育部次長】　報告事項⑤、別紙の資料となっております。中学校と小学校それぞれの卒業式、入学式の日程についてです。

卒業式におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止ということから来賓をい

ただかないということにしておりますが、入学式からにつきましては、国の感染症分類の扱いが変更になっているということもありまして、各校で今現在、来賓の招待を順次行っていく予定をしております。

【西村こども課長】　続きまして、保育園、幼稚園の卒園式・入園式について、ご説明いたします。

ただ今説明がありました小中学校と同じように日程が決まっております。ただし、小中学校と違う所として、卒園式・入園式の両方について、新型コロナウイルス感染症が依然続いている状況もあり、小中学校の体育館は広いですけども、遊戯室はちょっと狭いということから、入園式の方も来賓の方のご列席について、今回は考えていないということでございます。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑤について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑥、令和5年度保育園（所）・こども園・幼稚園・こどもの家入所・入園申込状況について、事務局より説明をお願いします。西村課長お願いします。

【西村こども課長】　令和5年度保育園・こども園・幼稚園・こどもの家の入園・入所申込状況ということで、令和5年1月末現在で作成しています。

まず、幼稚園・こども園の幼稚園部でございますけども、定員が1,265人中希望者が532人ということで100%の入所ということになっております。昨年の4月と比較しますと、マイナス53人となっています。

続いて、こども園ですが、定員が1,175人で、希望者数が1,139人ということで100%の入所となっています。昨年度と比較しますと、希望者数が37人増えているということになります。

続いて、保育園・こども園の保育園部ですが、ここの真ん中に星マークがされていると思いますが、「当該児童数は一次調整時点での結果人数を掲げている」としており、中間報告の、現在の時点での結果ということでご確認いただければと思います。定員が1,167人中希望者数は1,158人ということで、現在決定しているのは1,071人です。

それでいきますと、待機児童数は総数で87人、内国基準で43人でございます。ただ、先ほど言いましたように、一次調整時点ですのでもう少し調整をさせていただき、入所決定をしていきたいと思いますので、もう少し待機児童数は減らせるかと思います。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑥について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑦、市長による委任専決処分の報告について、事務局より説明をお願いします。橋本所長お願いします。

【橋本ふれあい教育相談センター所長】　ふれあい教育相談センターの橋本です。令和4年12月16日に平和堂アルプラザ野洲店の駐車場内において発生した公用車と一般車両との接触事故に対して、相手方との和解が成立し、損害賠償の額が決定されました。そのことについて、2月10日に市長による委任専決処分が行われましたので、報告させていただきます。なお、損害賠償額は1万6,044円です。事故の詳細は資料の通りです。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑦について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に日程第7、その他事項に移ります。

何かございますか。行俊次長。
【行俊教育部次長】　先ほど報告事項③、12 月の定期監査で申し上げましたけども、一点抜けておりましたのでお詫びして訂正いたします。
7 ページから 10 ページにつきまして、12 月の定期監査の実施について報告させていただきましたけども、中主幼稚園、小学校、中学校と申し上げましたけども、これに加えまして、ゆきはたこども園も幼稚園として監査の対象となっておりますので、合計 4 つの校・園が定期監査を受けていまして、いずれも適正と認めるということで報告を頂いております。
【西村教育長】　今の件よろしいですか。それでは次に何かございますか。宇都宮図書館長。
【宇都宮野洲図書館長】　令和 4 年度第 4 回図書館協議会の開催についてご案内いたします。3 月 4 日の土曜日、夜 19 時から図書館本館で開催されます。以上です。
【西村教育長】　他にございますか。行俊次長お願いします。
【行俊教育部次長】　国史跡永原御殿跡の発掘調査現地説明会を開催いたします。3 月 18 日土曜日、午後 1 時半から 3 時までを予定しております。現在、永原御殿跡の発掘を進めておりますけども、北西部分の土塁の端にある隅櫓、番所の見張り台のような場所なんですけども、この場所を発掘しておりますので一般公開をさせていただきます。
広報の 3 月 1 日号でを皆さんにお知らせをさせていただきまして、また報道提供も予定しておりますので、教育委員の皆様におきましては資料提供させていただこうと思っております。以上でございます。
【西村教育長】　これ予約はいらないんですね。
【行俊教育部次長】　当日は予約なしで来ていただいて、人数が多いと制限することにはなると思いますが、永原御殿の全体も含めてご案内をさせていただこうと思っております。
【西村教育長】　他にございますか。よろしいですか。瀬古委員どうぞ。
【瀬古委員】　新型コロナウイルスの感染状況が徐々に和らいできていることから、国はマスクの着用をそれぞれ個人の判断に委ねると言っていますが、学校で、保護者の方に、「それぞれの家庭に任せます」と言うのは簡単ですが、保護者の反応は、「学校で決めてもらわないと」ということがあるのではないかと思います。教育委員会として、今の時点では保護者の判断に委ねるということですが、実際それで混乱しないのか、どのように考えておられるのか、見解を伺います。
【西村教育長】　井上次長お願いします。
【井上教育部次長】　基本的には、国の方針に合わせていこうという考え方ではあります。ただ瀬古委員おっしゃるように、混乱も予想はされますが、学校現場の状況を聞いておりますと、皆がマスクをしてる状況の中でマスクをさせたくないという保護者が少数ですがおられました。マスクを強制しないで欲しいという声は実はありました。ただ当然、学校の中で、感染対策を導入してますので、マスクを強制していなかったんですけども、外すも外さないも基本的に強制しないということでありますから、ちょっと様子を見てみないと、保護者の方がどういう風に考えられるかということは、難しいかなというふうに思っております。みんなが一斉に外すっていうことは、中学校なんかは逆に子どもが外したがらないというのもありますし、小学校は比較的にみんな外していくっていうことになっていくのかなと思っています。単なる予想ですけども、そういう感じになっていくんじゃないかなっていう思っております。

ただ保護者の意見を聞くという所までは各校考えてはおられないかなと思いますが、ただ PTA の役員の皆さんには、一応学校としてはこういう風に考えてるということは、それぞれの学校で説明されるというふうに思っています。以上です。

【西村教育長】　瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】　教職員側もそれぞれの判断なのか、教職員は全員外すことになっているのか。

それから幼稚園、保育園です。より密に保育士と子どもたちが接する状況があります。家庭においても状況が様々です。例えば高齢者と同居している家庭だと、非常に慎重に考えられることもあるので、うちの子は外しませんというのも出てくるのではないかと思うのですが、その点どのように対応するか、特に幼稚園ではどのように考えてますか。

【西村教育長】　西村課長。

【西村こども課長】　マスクのことにつきましては、現在でも一応保護者の方に任せるということで運用してまして、外されてる子と外してない子で、今も園内では分かれている状況です。園によっては外している子が多い園、つけている子が多い園ということで、園によっても分かれている状況です。今回のマスクの考え方が示されましたので、これでどうしていくのかいうことは園長とも今協議をしているとこでございますけども、基本的には保護者の考えの通りということで、今のところ変わらずいけるのかなと思っています。これによって外すというのがちょっとどういうふうになっていくのかいうのはもう少し見ていかないと分かりませんし、教職員は一番難しいんですけど、正直まだ具体的に決められてない状況です。基本は今まではしている状態であるんですけど、先生の顔が見えないということで、外していくといったことも当然考えていかなければならないかなという思っています。

【西村教育長】　瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】　わかりました。特に今、卒業式が迫っています。卒業式の対応ですが、大勢が一堂に集まるというのをそれぞれの保護者の判断でと。国が判断しない、県が判断しない、市が判断しない、学校も判断しない。それぞれの判断に任せると言われた保護者は、それぞれに事情があって、例えば卒業式でも、それぞれの保護者の判断でする人としない人、児童生徒もする子としない子がいても、それは成り行きに任すということになるということですか。

【西村教育長】　井上次長。

【井上教育部次長】　基本的にはそういう形でやっていくと思っております。ただ瀬古委員がおっしゃったように、それぞれの家庭の事情が違う中で、外すか外さないかは相違が出てくるかと思います。このコロナ禍が始まったところ、我々のところに結構電話がかかってきたのですが、本当に賛否両論でした。「行き帰りの暑いときに熱中症になるやないかと、子どもがはぁはぁ言って帰ってくるのに、何で無理やりマスクをさせるのか」という親もいれば、「何でマスクをきちっとさせないのか」という親もいて本当にコロナ禍は一つのことに傾くと反対のことを言われる方もいて、それをこの 3 年間繰り返してきたということがあり、いざマスクを個人の判断で外していきましょうということになれば、最初の頃はもしかしたら混乱するかもしれない。してる子も外してる子もいるというふうにになっていくのではないかと想定しております。以上です。

【西村教育長】　瀬古委員よろしいですか。では他に何かございますか。ないようですので、次に日程協議に移ります。

まず、3 月教育委員会定例会は、3 月 15 日水曜日、午後 1 時 30 分より、総合防災センター研修室で開催しますので、よろしくお願いします。

次に 4 月教育委員会定例会についてお伺いします。先ほど協議していただきましたとおり、4 月 19 日水曜日、午後 1 時 30 分より総合防災センター研修室で開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【西村教育長】　ご異議ないようですので、4 月教育委員会定例会は、4 月 19 日水曜日、午後 1 時 30 分より総合防災センター研修室で開催しますので、よろしくお願いします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。